

前項ノ規定ニ依ル將校ノ配属ハ陸軍大臣文部大臣ト協議シテ之ヲ行フ

186 文部大臣所轄外の学校に陸軍現役將校を配属する件に付  
勅令第二百四十六号公布

〔大正十四年七月〕

〔注記1〕 大正十四年六月廿五日 内閣書記官長 花押 (江本)  
〔注記2〕 (長谷川) □□

(注記3)

内閣總理大臣

花押 (幣原)

外務大臣

花押 (若槻)

陸軍大臣

花押 (宇垣)

文部大臣

花押 (岡田)

法制局長官

花押 (加藤)

逓信大臣

花押 (安達)

鐵道大臣

花押 (山口)

農林大臣

花押 (岡崎)

商工大臣

花押 (小川)

司法大臣

花押 (浜田)

海軍大臣

花押 (財部)

大蔵大臣

花押 (浜田)

内務大臣

花押 (若槻)

呈案附箋ノ通

〔注記4〕

〔加筆・朱書〕

〔大正十四年四月  
勅令第二百三十五号〕

別紙陸軍大臣請議文部省所轄外ノ学校ニ陸軍現役將校ヲ配属シ

得ルノ件ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議

決定セラレ可然ト認ム

勅令案

大学学部ノ申出アルトキハ前二項ノ規定ニ準シテ陸軍現役將校ヲ之ニ配属スルコトヲ得

第三条 陸軍大臣及文部大臣ハ特別ノ事由アルトキハ本令ニ依ル將校ノ配属ヲ止ムルコトヲ得

第四条 陸軍大臣ハ現役將校ヲシテ本令ニ依リテ將校ヲ配属シタル學校ニ於ケル教練実施ノ状況ヲ查閱セシムルコトヲ得

第五条 官立又ハ公立ノ商船専門學校及商船學校ニハ第一条ノ規定ニ拘ラス將校ヲ配属セサルコトヲ得

尋常小學校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年ノ實業學校又ハ之ト同等以上ノ實業學校以外ノ實業學校、修業年限二年未満ノ實業補習學校教員養成所及夜間ニ於テ教練ヲ課スル學校ニ付テハ第一条及第二条ノ規定ヲ適用セス

第六条 配属將校傷痍疾病其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ服務シ難キトキハ陸軍大臣ハ文部大臣ト協議シテ他ノ現役將校ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得  
在ラス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一条又ハ第二条ニ規定スル学校ニシテ徵兵令第十三条第一項  
第二号ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケサルモノ及大正十四年二月一日  
以後ニ於テ設立シタルモノニハ当分ノ内將校ヲ配属セサルコト  
ヲ得

(注記5)  
陸普第一七九七号

文部省所轄外ノ學校ニ陸軍現役將校ヲ配属シ得ルノ件

大正十四年五月十一日 陸軍大臣 宇垣一成 団

内閣總理大臣子爵 加藤高明殿

教練ヲ掌ラシムル為文部省所轄外ノ學校ニ陸軍現役將校ヲ配属  
シ得ルノ件別紙勅令案ノ通制定相成様致度理由書相添請閣議

(注記6)

(注記7)  
〔印〕〔抹消〕  
〔勅〕 令 案

朕文部大臣所轄外ノ學校ニ陸軍現役將校ヲ配属スルノ件ヲ裁可  
シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

撰政名

大正十四年〔朱書〕〔七〕月〔朱書〕〔二〕日

内閣總理大臣

陸軍大臣

陸軍大臣ハ宮内大臣、文部大臣以外ノ各省大臣、朝鮮總督、台  
〔抹消〕〔加筆〕〔總督〕〔關東長官〕又ハ〔抹消〕〔加筆〕〔権〕〔太府長官〕ヨリ協議アリタ  
ルトキハ各其ノ所轄學校ニ於ケル男生徒ノ教練ヲ掌ラシムル為  
陸軍現役將校ヲ當該學校ニ配属スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ  
陸軍現役將校學校配属令ヲ準用ス

(注記8)  
〔抹消〕〔加筆〕〔附則〕〔則〕

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(注記9)  
理 由 書

(注記10)  
〔抹消〕〔陸軍現役將校配属令制定ノ結果〕〔文部〕〔省〕〔大臣〕所轄外ノ  
學校〔注記11〕〔抹消〕〔男生徒ノ教練ヲ掌ラシムル為陸軍〕現役將校ヲ配属シ  
得ルコトト為スノ必要アルニ由ル

(注記1)  
〔〔朱書〕〔陸甲〕〕二四〔〔良谷川〕〕  
〔印〕

(注記2)

「大正十四年六月二十七日裁可」

(注記3)

〔済〕

(注記4)

〔〔朱書〕〔十〕〕〔簿冊内件名番号〕

(注記5)

〔印〕〔林〕〔法制局〕

(注記6)

勅令第二百四十六号

〔朱書〕  
〔隨母〕

(補記7)  
〔口〕  
〔◎〕 (詔出臣)

(補記8)  
〔口〕  
〔◎〕

(補記9)  
〔口〕  
〔◎〕 (詔出臣)

(補記10)  
〔金〕  
〔◎〕 (詔出臣)

(補記11)  
〔口〕  
〔◎〕 (詔出臣)

(補記12)  
〔口〕  
〔◎〕 (詔出臣)

(補記13)  
〔金〕  
〔◎〕 (詔出臣)

〔公文類聚 卷十九 第四十九編 大正十四年〕  
2A, 12, 1550